

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

精神障害者の福祉の一層の向上を図るため、精神障害者に対し心身障害者福祉手当を支給する。

2 改正内容

心身障害者福祉手当の支給対象者に精神障害者を加え、次のとおり同手当を支給するほか、所要の改正をする。

支給対象者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害等級が1級であるもの

支給額

7,750円（月額）

支給開始月

本年10月分から

3 施行期日

本年10月1日。ただし、規定整備に係る部分については、公布の日